

香芝市上下水道事業管理者に対する事務委任規則等を廃止する規則をここに
公布する。

令和7年4月1日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第33号

香芝市上下水道事業管理者に対する事務委任規則等を廃止する規則
次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 香芝市上下水道事業管理者に対する事務委任規則（平成25年規則第10号）
- (2) 市長の同意を得て任免する企業職員に関する規則（平成3年規則第27号）
- (3) 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（平成3年規則第28号）

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。